

第22期第3回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

日時：令和7年11月12日（水）午後1時30分～午後3時00分

場所：秋田県庁 議会棟2階 特別会議室

2 出席者

委員（定数9名）

齋藤 寿、青谷 晃吉、小松 ひとみ、伊藤 克朗、菊地 勇、鈴木 学、
森田 和文、菊地 賢一、小松 愛

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：高橋 俊行

事務局：藤田 学、藤原 剛、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：佐藤 混平、伊藤 雄汰、鈴木 大喜

3 議事事項

- (1) 令和6年度資源管理状況について（報告）
- (2) 第五種共同漁業権に係る増殖量について（協議）
- (3) その他

4 開会・あいさつ

○事務局（藤田）

ただ今より第22期第3回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は委員全員が出席しており、委員会は成立することを報告します。

それでは、齋藤会長から、ご挨拶をお願いいたします。

○齋藤会長

本日は、皆様お忙しいところ出席頂きありがとうございます。

前回の委員会が7月でしたので、ちょうど4か月ぶりということになります。

今年もまた多くの河川で大雨による氾濫や土砂災害などの被害が起きており、漁協や養殖業者にとって大変な年だったのではないかと思います。

また、最近、全然収まるところがありませんが、ツキノワグマの出現のニュースを聞いて、この周囲でも千秋公園とか街中でも見られると、なかなか散歩にも行きづらい状況で、ましてや、川に釣りというのは非常に怖い状況でないかと思います。そんなこともあります、遊漁者の数も大分少なくなったのではないかと思います。クマによる被害もあれば、大雨による河川の状況も変わっているということで、河川の漁協にとっては、特に今年はふんだりけったりの年でなかったのかなと思います。いつになれば回復・修復するのか分からぬ状況ですし、こういったトラブルが1日も早く収束することを祈るしかないです。

本日の議題ですが、漁業法に規定された資源管理状況の報告と第五種共同漁業権に係る増殖についての協議となっております。また、全内漁管連のブロック会議が、先日、千葉で行われ、私と事務局が出席しました。その概要についても報告が予定されているようです。皆様の活発なご意見をお願いしまして、簡単ですが挨拶とさせて頂きます。

5 資料確認

(事務局が資料確認)

6 議事録署名委員選出

○齋藤議長

議事に入る前に議事録署名委員を指名します。事務局案はありますか。

○事務局（藤田）

森田委員、菊地賢一委員にお願いしたいと思います。

○齋藤議長

それでは、森田委員、菊地賢一委員のお二方、よろしいでしょうか。

○森田委員、菊地賢一委員

はい。

○齋藤議長

それでは、よろしくお願ひします。

7 議事

議題 1：令和 6 年度資源管理状況について（報告）

○齋藤議長

それでは議事に入ります。令和 6 年度資源管理状況について（報告）、事務局から説明をお願いします。

○事務局（佐藤）

はい、佐藤が説明させていただきます。

初めに、資料 1-1 をご覧ください。知事から内水面漁場管理委員会への報告文書になります。資源管理状況等の報告について漁業法第 90 条第 1 項の規定により、漁業権者から資源管理の状況等の報告を受けましたので、同条第 2 項の規定により、別添のとおり貴委員会に報告します。漁業法第 90 条で、漁業権者による都道府県知事への資源管理の状況や漁場の活用等について報告が義務となっています。この報告は、漁業法施行規則で 1 年に 1 回以上行わなければいけないこと、この報告を受けた知事はこの内容について 1 年に 1 回以上、委員会に報告することになっております。

次に、資料 1-2 をご覧ください。こちらは、令和 6 年度の資源管理状況について各漁協から提出頂いた報告内容をまとめたものです。今回の報告は、漁業権免許にあわせて、増殖告示の表示方法が数量から金額に変わって、初めての報告になります。告示方法の変更に伴い、アユや渓流魚は稚魚放流以外の手法も選択できるようになり実績にも加算できる運用に変わりました。そういう観点で、令和 6 年度の報告を見てみると、まだ初年度ということもあります。アユや渓流魚はこれまでどおり稚魚放流による増殖が主体であり、表で○がついている部分が手法にあたります。まだ、稚魚放流が主体で、数量報告自体に大きな変化はございませんでしたが、一部の漁業ではアユの産卵場造成や産卵適地の探索に向けた検討なども行っていると聞いており、新たな動きを見せる漁協もございました。また、資源管理に関する取組につきましては、各漁協において様々な取組を実施されていると思いますが、この資料では、報告を受けた項目しか記載しておりません。中には、これ以外の取組を行っているという漁協もあると思いますので、次回の令和 7 年度報告では、実施された取組をもれなく報告頂けるようにこちら

も働きかけたいと思います。

今回の報告では、漁業権の行使権者数や採捕数量等について正確な数を把握していない漁協もございました。今後もこの報告は、毎年、継続して行うことになりますので、しっかりと記録を残すように伝え、合理的な理由なしに漁場を利用していない場合は、漁場を適切かつ有効に活用するように指導等を行ってまいります。以上で報告を終わります。

○齋藤議長

資源管理状況の報告について、委員の皆様、質問、意見等はありませんか。

○菊地勇会長代理

漁業法に基づいて資源管理状況は必ず報告しなければいけないとなっていると思います。しかし、内容魚種、行使権者数、その他漁獲量等の全く報告がない漁協がありますが、これは何か訳があって報告がなされていないんですか。

○事務局（佐藤）

行使権者数や漁獲量等について正確に把握していない漁協もありました。一方で、魚種ごとにしっかりと記録している漁協もあれば、全ての魚種を合計して記録している漁協もあり、記録方法についてはまちまちがありました。そのため、このような記載になっております。

○齋藤議長

少し確認をしたいのですが、行使権者数のところで、「一」になっているところは、今の話を含めてどういった意味になるのでしょうか。

○事務局（佐藤）

行使権者数の箇所と言うと。

○齋藤議長

例を挙げると、内共第2号の皆瀬川筋のところで、アユは29人と記載されていますが、その下のイワナ、ヤマメ、ウグイ、カジカのところが「一」になっているのは、行使権者がいなかつたのか、あるいは把握できていないことのどちらの意味になりますか。

○事務局（佐藤）

それはどちらの場合もあり、報告がなかった場合も含まれます。この場合、「0」と記載するべきだったのかもしれません。

○齋藤議長

もしもいなかつたのであれば、「0」と記載し、分からなかつたのであれば、「一」として、内容を区別してもらった方がよかったです。この漁獲量については、漁業者による漁獲で遊漁者による採捕は含まれていませんか。

○事務局（佐藤）

これについても漁協によって異なり、含めているところもあれば、漁業者のみという場合もあります。

○齋藤議長

ということは、漁協によって、この漁獲量は漁業者のみの場合もあれば、漁業者と遊漁者を合算している場合もあるということですか。

○事務局（佐藤）

はい。ですが、ほとんどの漁協では組合員の漁獲量のみを計上しており、遊漁者の漁獲量を含めている漁協はごく一部だったと思います。

○菊地勇会長代理

組合の立場としては、遊漁者の漁獲量についても必ず把握しているとは思います。イワナやヤマメといったものは雑魚という扱いになるため、漁協によりますが、計上の際の区別はなかなか難しいと思います。ただ、アユに関しては、各漁協とも組合員と遊漁者をしっかりと区別していると思いますが、資料を見ると、アユに関して漁獲量等が記載されていない漁協もあり、疑問を感じます。法律に基づいた報告である以上は、行政から数量をしっかりと計上するように漁協に対して指導して頂きたいと思います。

○事務局（佐藤）

はい、分かりました。

○齋藤議長

漁協によると思いますが、漁業者からの報告を合算していく場合もあれば、漁業者一人当たりの釣果平均を出してから従事人数と乗法をした上で漁獲量として報告する場合もあると思います。どちらも決して間違った方法ではないと思うので、漁獲した場合には報告を上げてもらうのがいいと思います。そうでないと、漁業権として免許をもらっているのに、何も獲れていないと判断することになり、免許を出している意味がわからなくなってくると思います。

○鈴木委員

意見になりますが、大分前にもこの内容について話をされた記憶があります。今、菊地勇会長代理が言われたことなんすけれども、やはり、現実的に見ますと、監視員や役員がいますが、毎日、川に入って見た場合でも採捕者数や漁獲数については天候等の影響もあるため、おおよそのことしか分からぬ状況です。特に、先程のイワナやヤマメの場合は、生息地が山奥になるため、本当に把握することが難しいです。あくまでも、監視員や役員の方々から報告を受けて、私達も正確に行おうとは思っているのですけれども、何かしらの記入例の雛形があれば、それに基づいてやれるのではないかと以前から思っておりました。誠心誠意、なるべく正確に記載しようとは思っておりますけれども、意見として申し上げます。

○齋藤議長

稚魚放流や増殖行為の見返りというと語弊がありますが、やはり、実績として漁獲についての数字を出す方が、やりがいも出てくるのではないかと思います。

今、お話をありがとうございましたが、テクニック等は各漁協と相談しながら、できれば報告をしてもらえるような指導をして頂ければと思います。

○事務局（佐藤）

はい、分かりました。

○齋藤議長

他に質問、意見のある方はいますか。

○委員

（発言なし）

○齋藤議長

それでは、議題1については終了します。

議題2：第五種共同漁業権に係る増殖量について（協議）

○齋藤議長

次に進みたいと思います。

第五種共同漁業権に係る増殖量について（協議）、事務局から説明をお願いします。

○事務局（佐藤）

はい、佐藤から説明させて頂きます。

初めに、資料2-1をご覧ください。こちらは来年度の令和8年度における増殖目標量の告示案になります。各漁協においてはこちらの増殖目標金額を目指して、来年1年間の中で、増殖活動を行うことになりますが、先程の実績報告の際にもお伝えしたように増殖の手法は、今や稚魚放流だけではなく各漁協のスタイルや漁場環境にあったやり方を選択して活動を行える運用となっております。この金額についてですが、今年度と同様となっております。しかし、増殖実績を評価する際には、昨今の未曾有の豪雨などの災害やクマ出没の影響による遊漁者の減少や稚魚の供給トラブルなどの増殖活動への影響等、各漁協の漁場の実情を勘案しておりますが、現在は、新たな増殖ルールが始まったばかりでもあるので、魚種ごとの目標金額を達成したかどうかで評価するのではなく、全魚種を合算して見た場合の実績や未開拓の増殖手法への着手状況などの活動全体を総合的に見て、積極的に増殖しているかどうかで評価させて頂き、令和8年度の増殖目標を作成しました。

次に、資料2-2をご覧ください。こちらが、令和6年度の増殖実績をまとめた資料になります。各漁協が行った増殖手法や目標量に対する実績をまとめたもので、魚種ごとの実績、全魚種を合算した実績、選択した増殖手法の割合のグラフを記載しています。各漁協の項目を一つ一つ説明することは省略させて頂ますが、例を挙げてみると、アユの実績が目標に達していない漁協であっても、イワナやヤマメの増殖に力を入れた結果、全魚種を合算した数値で見ると目標以上の増殖活動を行ったことを確認できたりします。他にも、その年の増殖手法の流行についても読み取ることができます。先程も申し上げましたが、実績を評価する際には、単に魚種ごとの金額が達成されているのかを数字だけを見て判断するわけではなく、様々な視点から総合的に見て積極的に増殖活動をおこなっているかどうかと年変動がある漁場の実情も勘案して、評価させて頂いております。資源を増やすため、効果的な増殖を行う事が大事だと考えておりますので、今回の免許期間の10年については、各漁協で様々な手法を用いた柔軟な増殖活動を行える体制に変えていけるような機会になればいいと考えております。以上で報告を終わります。

○齋藤議長

ただいまの説明について、委員の皆さん、質問、意見はありませんか。

○青谷委員

河川水辺の国勢調査というものを国交省で実施しており、今年は魚類が対象となっています。例えば、公表されている5年前のデータを見ますと、ヤツメウナギが雄物川などに沢山いることが、調査をして判明したようです。しかし、今回の報告は、そのデータと大きく違っており、そういうデータを報告がない漁協にお見せして、報告義務があることとあわせて、お知らせいただければと思います。

○齋藤議長

今の話の中であった河川水辺の国勢調査で出てくるのは生息している量についてのものだと思います。しかし、事務局から説明があったのは増殖するためにどのような事を行ったかという話になるため、数値に違いが出てくるのではないかと思います。例えば、放流をどのくらいしたか産卵場を造成したかといった事に関する報告になるため、ある河川でどのくらいヤツメウナギが獲れたかという数字にはなっていません。河川水辺の国勢調査については、どちらかというと前の議題において、どの魚種がどのくらい獲れたかという方に反映してくる数字だと思います。

○青谷委員

一つ前の議題との関連だと思っておりました。すみません。

○菊地勇会長代理

今の話題に関連して、実際、内容魚種としてのヤツメウナギの記載がある漁協がいくつかありますが、県内のヤツメウナギの種苗放流等の増殖はどうなっていますか。

○事務局（佐藤）

ヤツメウナギの増殖方法についてどのようなものがあるかということでおかつたですか。

○菊地勇会長代理

はい、ヤツメウナギの増殖方法として該当漁協は稚魚放流を行っているのか、それとも産卵場の造成等を行っているのか、教えてもらえませんか。

○事務局（佐藤）

ヤツメウナギに関しては、令和6年度の実績を見ると、親魚放流が行われています。

○菊地勇会長代理

その親魚はほとんど県外のものになりますか。

○事務局（佐藤）

はい、県外からになります。

○菊地勇会長代理

今の話で、県内で沢山いるという実態があるということは、ある程度そういうしたものも活用して、県内のヤツメウナギを親魚として採捕して、それを放流するという手法も行政として指導した方がいいのではないかと思います。

○齋藤議長

あくまでも親魚放流であって、県外にこだわっているわけではないと思います。例えば、雄物川で獲れたヤツメウナギを購入して、米代川に放流する親魚放流も可能だと思います。

○事務局（佐藤）

報告を頂いているのは、稚魚放流ではなく親魚放流になります。

○齋藤議長

県内・県外を問わず自分の漁場で資源が少なければ隣の漁協から購入しても構ないので、親魚を自分のところに放流しましょうということだと思います。

○菊地勇会長代理

今の河川水辺の国勢調査によれば、ヤツメウナギが増えているということなので、それを活用した方がいいのではないかと思います。

○青谷委員

漁獲量が県から出ているものと全く違う点も考慮する必要があると思います。

○菊地勇会長代理

各漁協における増殖手法としては、親魚を購入してくる事が一番簡単だと思います。しかし、県内にヤツメウナギが増えているという実態があれば、できるだけそれを採捕して、放流する手法を取った方がいいのではないかという意味で申し上げた次第です。

○齋藤議長

ちなみに、ヤツメウナギの親魚放流を行う時期はいつになりますか。

○事務局（佐藤）

すみません、放流時期に関する資料がこの場にないため、後程、回答します。

○齋藤議長

お店にヤツメウナギが並ぶのはこれからの中でもう変更はできませんが、令和7年度の中で、現在、獲れているものを放流できるのであれば、今年度の漁協に対して指導できるタイミングなんでしょうか。

○事務局（佐藤）

はい、そうなります。

○齋藤議長

今の話に関連して聞きたかったことがあるのですが、菊地勇さんが所属している役内・雄物川漁協で、ウグイやカジカの産卵場の造成をやられていますよね。

○菊地勇会長代理

はい、やっております。

○齋藤議長

その中で、産卵場の造成をやられる時期はいつ頃ですか。

○菊地勇会長代理

ウグイは5月で、カジカは8月頃になります。

○齋藤議長

5月と8月の行為だとすると、令和7年度については終わっていますね。

○事務局（佐藤）

はい、令和7年度の行為については終わっています。

○齋藤議長

ヤツメウナギについては、令和7年度の行為として間に合うかもしれません。資料2-2の表を見ると、ほとんどの漁協でウグイ・カジカの達成率が0となっています。これは、漁業権の免許をもらって、1年目から何もやらなかつたと読み取れます。令和7年度の実績については、来年にならないと報告を各漁協からもらえないとは思いますが、まだ1年目ということもあるので、何とか積極的に増殖を行うように指導をしてほしいと思います。

○事務局（佐藤）

まだ、令和7年度の実績の提出についての案内通知は出していないので、今、指摘のあった点を加味して、作業を進めていきたいと思います。

○齋藤議長

ヤツメウナギについて、令和7年度の行為で間に合うとすれば、今年度はぜひ、目標を達成するように努力してくださいと言うことは可能だと思います。

○事務局（佐藤）

先程のヤツメウナギの放流時期について分かりました。どうやら、春先の4月から6月にかけて親魚放流を行っているようです。どの漁協でも、その時期に行っているかは分かりませんが、このデータを基にすると、令和7年度については間に合わないことになります。

○事務局（藤田）

今、齋藤議長がおっしゃられたように、間に合うようなものがあれば、こういった実績がない漁協に対しては実施するようにという指導が可能かと思いますので、そちらの方向で進めていきたいと思います。

○齋藤議長

表を見ると、ウグイ・カジカの産卵場の造成の部分がほとんど0なので、少し残念に思った次第です。先日、頂いた昔の資料を見ましたが、1か所あたりの産卵場の造成は3万円かからないくらいの積算で告示していたと思います。そのこともあり、各漁協にはもう少し頑張ってくれてもいいのではないかと思いました。各漁協においては経営の事情や人手不足等もあると思うので、クマがいるため、川に入ることができないと言われれば、それまでのことになるかもしれません。ただ、できる範囲の中で、増殖行為に取り組んで頂けるようにお願いできればと思います。

○事務局（佐藤）

はい、分かりました。

○齋藤議長

他に質問、意見のある方はいますか。

○菊地勇会長代理

些細なことになりますが、告示案においては増殖目標量との記載で、資料の2-2では、増殖量となっています。秋田県では、増殖量と記載されることがほとんどですが、水産庁の表示では目標増殖量となっています。この点について、秋田県は単独で異なる増殖目標量といった表示をしていくのでしょうか。別の点から申しますと、1年に1回、漁協の増殖量に対して農業経済課の検査があります。これについては、目標が含まれているかいないかで意味が大きく異なり、一生懸命努力しているというのが目標を表すのだと思います。この点について、ようやく秋田県でも増殖目標量と目標を含んだ言葉になっていますが、全国的に見れば、目標増殖量という表示になっています。これからも秋田県においては、増殖目標量と記載していくんでしょうか。

○事務局（佐藤）

すみません、記載する上で、この点についてはあまり意識していませんでした。もしかすると、間違っていたかもしれません。

○菊地勇会長代理

今回、10月に研修へ行かせて頂き、講演等を聞きましたら、やはり、全てそうになっているようでした。目標増殖量とした方が、聞こえもいいと思いますので、ぜひ検討してみてください。

○事務局（佐藤）

ご意見、ありがとうございます。

○齋藤議長

昔の告示においては、増殖義務との絡みから増殖量が義務数量として取り扱わ

れていましたが、漁業法が改正となり、義務ではなく目標の数字に表現が変わったということだったので、今回のような混在があるのだと思います。令和6、7年度に出していた時は、あくまで秋田県としては目標としての数字を告示するということになっているようです。そのため、資料2－1の中の増殖目標量がいいのか目標増殖量がいいのかについてだけ確認をしてもらえば、内容についてはあくまでもここに記載されている数字は漁業権を維持するために増殖が必要な目標の数字だと理解したいと思います。この点について、確認をお願いします。

○事務局（佐藤）

　はい、分かりました。

○齋藤議長

他に質問、意見のある方はいますか。

○青谷委員

　気づいたことがあるのですが、円グラフでの表示となっていますが、分母が違いますので、積みグラフの方がいいのではないかと思いました。

○齋藤議長

　資料2－2の実績についての表現の中で、一番下の円グラフについて、グラフのスタイルをもう少し分かりやすいものにしてほしいということでしょうか。

○青谷委員

　はい。沢山行っているものと少ないものがあり、それが同じ表現になっているためでした。

○齋藤議長

　先程、事務局からもお話があったように、従前の稚魚放流に関わる割合が非常に高かったと、できれば、それ以外の汲み上げだったり親魚放流だったり発眼卵放流だったりと色々な手法があるので、この後、各漁協の取組を確認しながら、そういうしたものにシフトしていく可能性に期待ということだったので、このグラフもまた変化していくのかなとは思っています。

　他に質問、意見のある方はいますか。

○委員

（発言なし）

○齋藤議長

　それでは、資料2－1の告示案、先程の増殖目標量か目標増殖量かは確認をして頂いて、この告示を公報に登載する手続きをお願いします。

議題3：その他

○齋藤議長

　議題3の「その他」ですけれども、この場で議論する事が他にございますか。

○事務局（藤田）

　特にありません。

○齋藤議長

　その他ということで、議題以外に何かございますか。

○委員

（発言なし）

○齋藤議長

　ないようですので、次に、事務局からお願ひします。

○事務局（高橋（佳））

三つ報告がございます。一つ目は、配付資料はございませんが、先月、10月10日に全国内水面漁場管理委員会連合会主催の研修会が実施されました。これに齋藤会長と高橋がweb出席、菊地勇会長代理が東京会場にて対面出席いたしました。研修内容に関する詳細な説明は割愛させて頂きますが、水産研究・教育機構の研究員による効果的なカワウ対策や漁協経営などに関する講義を受講してまいりました。

続けて、報告の二つ目は、配付資料3をご覧ください。10月28日に、千葉県千葉市にある京成ホテルで開催されました全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会に齋藤会長と高橋が出席してまいりましたので、その概要をご報告します。ブロック協議会は、全国を東日本、中日本、西日本の3ブロックに分け、各ブロック内の内水面漁場に係る利用のあり方や諸問題についての情報交換、国への要望事項内容の協議等を行っております。協議会は各ブロックで、毎年秋頃に幹事県で開催されており、本日配付しました資料は協議会資料の抜粋版になります。協議会の議案は5の議事のとおり、(1)～(3)まで3件ありました。初めに、(1)の令和8年度提案項目案について概要を報告します。資料の1Pをご覧ください。令和8年度に農水省や国交省などの中央省庁へ提出する提案書の素案が、今年の8月に開催された第1回漁場管理対策検討会で取りまとめられまして、6Pの外来魚対策から22Pの内水面漁場管理委員会制度の堅持までの7つの項目について提案することになりました。ほとんど昨年と同様の内容でありますので、特に各県から修正依頼や追加提案があったもののみ、ご報告します。7Pの一番右側にある令和8年度提案書と記載のある欄をご覧ください。下から3行目、「技術開発や駆除等への支援、レイクトラウトやブラウントラウトなど」の「レイクトラウト」の前に「ニジマス」を追記することが東京都から提案されました。加えて、下から2行目、「産業管理外来種に関する情報発信や啓発の強化」の「啓発の強化」を削除し、「科学的な知見の収集」に修正することも東京都から提案されました。このことについては、ニジマスなどの産業管理外来種が環境に対して大きな負荷を与えていているのかどうか、どのような被害を与えてているのか調べつくされていないことから科学的な知見の収集が必要であるため、このような文言を追記することで協議会内において了承されました。続きまして、10Pをご覧ください。こちらは、鳥類による食害対策に関する項目になりますが、一番右下の欄の文章について、文末に「役割を終えた河川構築物の撤去やカワウ・サギ類が滞留しにくい構造へ改修すること」という文章の追記が東京都から提案されました。これについては、取水用の堰などの河川横断構築物によって、アユなどの魚類が滞留しやすく、カワウやサギの餌場となっている現状があるため、役割を終えた河川構築物の撤去などを追記すべきということで、協議会内で了承されました。この他、15Pをご覧ください。こちらは河川湖沼環境の保全・啓発に関する項目になりますが、一番右上の欄の上から4行目を「国は水生生物への影響を的確に調査し、そして、その結果を分かりやすい形で広く国民に情報提供すること。そして、国が主体となって、啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること。」という文章への修正を千葉県から提案されました。これについても、国の対応状況は、実態調査に留まっていることから、国の主体ある対応を求める必要があると考えられるため、協議会で修正について了承されました。

提案項目案の検討状況の概要については以上になります。続けて、23Pの資

料1－2をご覧ください。提案項目案に係るアンケート調査結果についてということで、各県からのアンケート調査結果の取りまとめとなっております。25Pをご覧ください。外来生物による被害については、全国の共同漁業権件数の全体の35%にあたる113件で被害報告がされており、上位3種は、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルとなっております。本県におきましては、オオクチバス、ブラウントラウト、ライギョが上位を占めており、被害報告件数は、昨年と同程度でした。これらの回答は、いずれも外来種の増加により在来種の減少が目立つものを被害報告としてあげられております。外来魚については、捕食や産卵環境の競合などによる被害が推察されますが、ミズワタクチビルケイソウにつきましては、繁茂している場所にアユが寄りつかなくなったという被害の他、仕掛けに絡みつく、滑って歩きづらいなどといった釣り自体に支障をきたすことなども被害として報告されております。なお、ミズワタクチビルケイソウについては、昨年、福島県で報告がなかったものの、今年は1件報告がありました。26P以降につきましては、事務局から具体的な説明はなく、資料のとおりとなりますので、後程、ご確認頂ければと思います。続きまして、68Pをご覧ください。ブロック内照会協議事項について、茨城県からナガエツルノゲイトウが県内的一部河川で異常繁茂していることから、有効な駆除方法などについての照会がありました。それに対して、千葉県、東京都、神奈川県が回答しております。千葉県では、関係機関による連絡会議を設置し、情報共有・連携対策を図るほか、スマートフォンのアプリを活用して県民参加型の分布調査を実施しております。その他、東京都では防除の手引きを都のホームページに掲載、神奈川県では防除などを周知するチラシを配布しております。なお、東北地方では、ナガエツルノゲイトウの生息報告はございませんが、寒い地域である冷帯でも生息可能なため、全国に広がる可能性があると農水省と環境省が公開している駆除マニュアルに記載がありました。続きまして、71Pをご覧ください。東日本ブロック協議会の来年度開催県についてです。北海道・東北地区と関東地区の交互で開催しておりますが、今年は、千葉県でしたので来年度は東北地区の岩手県で開催することで了承されました。なお、本県は令和10年度に開催県となる予定ですので、ご承知頂ければと思います。東日本ブロック協議会の報告は以上です。

○斎藤議長

これまでの報告で質問、意見のある方はいますか。

○森田委員

15Pにある水田と山林の水質汚濁について、調査のみとなっていますが、私どもの所管している八郎湖では、ご存じのとおり、4月20日頃から田植えの準備のために田んぼの耕起や代掻きが始まります。5月5日過ぎ頃から田植えが始まると、その前に窒素・リン酸などの肥料の散布を行い耕起されて、調整池から水を引き、代掻きをします。田植えの時期になりますと、その水を調整池に戻すことになります。また、およそ二十河川が八郎湖につながっていますが、そこから注ぎ込まれた川の水によって、透明度がなくなり、湖に生えている植物が光合成できず死滅するくらいの汚濁になります。この被害防止のため、ことあるごとに我々も会議等で訴えてきました。行動を起こしてから既に70年程経過していますが、未だに解決にいたっていません。解決策として、米代川や雄物川から汲み上げた水を八郎湖へ移すという手法も考えられますが、200億～250億程の費用がかかると言われており、難しい現状であります。農業で本当に水

が必要となる場面は限られており、9月20日過ぎ頃から稻刈りが始まり、10月に入りますとほとんど終了しています。それから、翌年の4月上旬頃までは農作業への取水が行われないため、その時に、船越地区にある防潮水門を開けるのが最も簡単に行う事ができる手法ではないかと思います。水門開閉によって、八郎湖の調整池の中にシジミ等の貝類が入ってくることになり、アオコ等の水質汚濁の原因となっているものを捕食することにつながり、非常に水の透明度も増してくるはずです。しかし、このことを何度もお伝えしていますが、行動を起こしてもらってはいません。そろそろ、実行に移してもらってもいいのではないかと思っています。この点につきましては、ご検討をお願いいたします。

○鈴木委員

今、森田委員から、八郎湖の汚濁についてのお話がありましたが、私も農業に従事している関係で、お聞きしたいことがあります。八郎潟で、農業を営まれている多くの法人や個人がいると思いますが、以前、八郎湖に濁水を流さないという取り決めを農家同士で結んでいたという記事を見た記憶があります。特に、肥料については、価格は高いが地球環境に優しいものがあり、私自身も使用しております。この点も含めて、何かありましたらお教え頂きたいです。

○森田委員

今、お話をされましたように、そういう肥料も使用していこうという動きは出ております。また、水を入れない乾田で田植えをしていこうという話も出ていますが、実験段階であるため、どこまでこの試みが浸透していくかは未知数であります。肥料に関しても、これからが正念場であると感じており、現状については、今、申し上げたとおりとなります。

○鈴木委員

分かりました。ありがとうございます。

○齋藤議長

八郎湖の富栄養化に伴う水質改善には農業からの影響もあり、水産にも大きく関連してくるため、水質改善に向けての取組を地元でも考えていきたいということだと思います。以前から、防潮水門の開閉については議論になっていますが、水産分野と農業分野の間で意見の擦り合わせは難航しています。どちら側も内容について理解はしているものの、どうすればアオコの話を含めて水質改善を図れるかといった点が難しいのだと思います。本委員会として何かできるわけではありませんが、森田委員からお話をあった内容を水産漁港課でも地元からの話として話題提供があったことを話し合って頂ければと思います。先程、鈴木委員からもお話をあったように、使用する肥料を環境に優しいものに変えていくとか、あるいは水を張らないで稻作を行える工夫がされるとか、このあと色々な取組が出てくるのだと思います。そういう手法等を利用することで、いい結果が出てくれば、その内容を周知し、一帯の水域の環境改善に取り組んでいかなければと思っております。高橋課長の方でも、こういった意見があつたということで、ご検討いただければと思います。

○事務局（高橋（俊））

はい、分かりました。

○齋藤議長

他に質問、意見のある方はいますか。

○菊地賢一委員

17Pのダムの濁水の長期化について、「一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや渓流魚の生息環境を悪化させ、大きな漁業被害につながる」と記載があります。これに関連して、今、まさに阿仁川支流の小又川にある森吉山ダムの下流域において、同じ事が発生しております。今年においては、洪水が2度も発生し、通常、遊漁ができる日数が年間で80日あるとすれば、濁水が長期化したことで、実際に可能だった日は半分以下の40日に満たなかつたと思います。今年は特異な例だったかもしれません、過年度においても、毎年、一度の大雨により、2週間は濁水が続いて、漁場として機能しないという状況が発生しております。また、泥が堆積していくことでアーマー化ということにもつながっています。この要望に対する国土交通省からの回答を見ると、地元の下流関係者との調整を図りながらとの記載があります。しかし、森吉山ダムの場合は、話し合いも協議の場も設けられておらず、既成事実として放置されていると感じています。また、四季美湖と呼ばれ、自然と同化しているイメージを強く作り出そうとすることが感じられますが、その裏で、環境負荷の実態が放置されている状況だと思います。そのため、地元と対策を協議する場を持つてもらいたいと考えております。阿仁川漁協としても単独で、国土交通省に意見書等を提出し、協議の場を持つてもらうことを要望していこうと考えておりますが、本委員会としても、この点を認識して頂ければと思っております。

○齋藤議長

この提案については、どこの河川におけるという具体的な話ではなく、全国の内水面漁場管理委員会として、国交省等の水源管理を行っているところに要望を出してきたということになります。今、お話のあったことについては、他県においても同じような問題を抱えている漁協がいくつもあると思います。今回の要望で、国交省の上層部に話がいくので、阿仁川漁協から森吉山ダムについて協議・要望をしようとする場合にも、全内漁管連を通して活動を行っていくことになるのだと思います。

○菊地賢一委員

はい、分かりました。

○齋藤議長

この件について、実際に、個々の管理事務所等に国からどういった働きかけがあるかどうかを聞き取りすることはできなかったですね。

○事務局（高橋（佳））

はい。

○齋藤議長

国にお願いをしている中で、下部機関のダム管理事務所等に対する指導についても要望を出しているとは思います。解決するまで国に要望は続けていくことになると思いますので、他県の状況等についても参考としながら、新たな情報があればフィードバックすることができると思います。

○菊地賢一委員

はい、分かりました。

○鈴木委員

今の件についての意見ですけれども、鳥海ダムについて、起工の時から国交省

に「実際にダムができるとどういうことになるのか、できる前まではどのような調査が行われるのか、補償についてはどうなるのか」といったことについて、何度も聞きに行きました。結果的に、国から交付金が出ましたけれども、漁協からは一時金で頂くのではなく、何かあった場合を考えて、分割にできないものかという意見が出たため、国に問い合わせをしましたが、だめでした。ただ、濁水が収まらないといった、ダムが完成してからでないと分からぬ状況については、懸念しております。鳥海ダムも本体工事に入っており、地域については良い面もあると思いますが、漁業や魚類に及ぼす影響は計り知れないと私は思います。漁協単独での要望には限界を感じており、全内漁管連を通して活動を続けていってもらえばと思っております。

○齋藤議長

他に質問、意見のある方はいますか。

○委員

(発言なし)

○齋藤議長

ないようですので、次の報告を事務局からお願いします。

○事務局（高橋（佳））

はい、資料4をご覧ください。河川敷等の雪捨て場に関する実態調査結果について、前回の内水面漁場委員会で菊地勇会長代理から河川敷への雪の投棄による河川への影響とその対策についてのご意見を頂いておりました。そこで、県内の状況を把握するために、配付資料のとおり、県内市町村を対象にアンケートを取りまして、その後、東日本ブロック協議会において、他県と情報交換したところです。アンケート結果につきましては、25市町村に照会し、23市町村から回答がありました。1の河川法に基づく許可を得た河川敷等への雪捨て場の活用については、県内に103か所あり、最も多かったのは北秋田市の32か所、次いで、湯沢市の15か所、次いで、秋田市の9か所でした。2の雪捨て場の下流域において、過去に融雪水が原因と思われる魚類斃死事例の有無については、全市町村から「無」と回答がありました。3の河川環境等への配慮した規制や対策を実施しているかどうかについては、湯沢市において、直接は河川に投棄しないようにしており、融雪水は急勾配エリアのみに散布していると回答があり、美郷町においては、時間制限を設けていました。4の融雪剤使用量については、記載のとおりとなりますが、ほとんどの市町村において把握していないようでした。5の雪捨て場が接する河川・湖沼での水質調査の実施については、頻度にばらつきはありましたが、小坂町、上小阿仁村、東成瀬村で実施しておりました。最後に、今後の融雪剤の環境負荷軽減対策を強化する必要があると思うかについては、6割の市町村から、あまりそうは思わないと回答があった一方で、県央部の市からは非常にそう思うと回答がありました。それに対して、全くそうは思わないと2市町から回答がありました。続きまして、備考に記載しておりますが、県内の内水面漁協に対しても、河川への雪捨てが原因と考えられる被害についてアンケートを取ったところ、役内・雄物川漁協と皆瀬川筋漁協からアユへの影響・被害についての報告がありました。これらの結果から、県内全域ではないものの、一部の漁協で雪の投棄による魚類への被害が報告されている一方で、市町村においては魚類へ影響があるという認識はあまりないということを確認できました。県内の状況を把握した上で、先日の東日本ブロック協議会において、他県の状況を聞

き取りしたところ、河川への雪捨てに関する漁協からの苦情は今のところはないとのことでした。このことについては、他県においても情報が少ないとあるので、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○齋藤議長

このことについては、ブロック会議の中で話し合う段階ではまだないと思ったため、情報交換を行った際に他県の状況について聞いてみた次第です。この件について明確な情報を持っていないところが多かったため、もう少し、聞き取り等の情報収集をしてから、議題として上げようかと考えています。令和10年に、本県で東日本ブロック協議会が開催予定となっており、その時の議題にできればとも考えているため、事務局には引き続き情報収集等をお願いしたいと思っております。菊地勇会長代理、よろしいでしょうか。

○菊地勇会長代理

はい、大丈夫です。

○齋藤議長

他に質問、意見のある方はいますか。

○伊藤委員

まだ、データが少ないということはあると思いますが、アンケート調査の問5について、3町村が水質調査を実施していると回答しています。これらの3町村が、問6の環境負荷軽減対策を強化する必要についてどう考えているのかをお聞きしたいです。

○事務局（高橋（佳））

手元にデータがないため、改めて回答いたします。

○伊藤委員

はい、分かりました。

○齋藤議長

他に質問、意見のある方はいますか。

○小松ひとみ委員

ナガエツルノゲイトウの繁茂が全国各地で急拡大しています。漁業にも影響が出ており、この植物については、一般的にあまり知られていないと思うので、秋田にはまだ侵入していませんが、今から、注意喚起を行うことが重要です。一旦、自生してしまうと、繁殖スピードが驚異的で、折れた場合でも、その箇所から新たな芽が出て再生します。万が一、八郎潟等で発生した場合には大変な事態となってしまいます。そのため、水際対策は重要であり、まずはナガエツルノゲイトウについて周知していくことが大事だと思います。

○事務局（高橋（佳））

おっしゃるとおり、ナガエツルノゲイトウについては、自生してからの対策では遅いため、その前に周知活動等を進めていくことが重要だと思います。

○小松ひとみ委員

この植物について知らない方は非常に多いと思います。動物等は見ればすぐに分かると思いますが、水草であるため、分かりづらいと感じます。八郎潟に県外から釣りに来た方々が、折れた部分を持ち込んでしまうといった危険性も考えられます。

○鈴木委員

折れた部分から、再生して、蔓が伸びていくんですね。

○小松ひとみ委員

はい、そうです。

○森田委員

折れた部分でも、2週間以上経つと、倍以上の大きさになると聞いたことがあります。今、話があったように、水際対策をしていかないと、河川においても相当の繁茂が考えられ、処理が困難になってしまう非常に厄介な水草だと感じています。

○鈴木委員

ミズワタクチビルケイソウについても同じことが言えると思います。初期はほとんど見られませんでしたが、今では、県内のいたるところに拡がっています。

○小松ひとみ委員

ミズワタクチビルケイソウが、福島県でも確認されたことは怖く感じます。

○齋藤議長

事務局の方で周知について対応の検討をお願いします。

○事務局（高橋（佳））

はい、分かりました。

○齋藤議長

他に質問、意見のある方はいますか。

○菊地勇会長代理

今年はハタハタも大変な状況で全く期待を持てないと報道等がありましたが、内水面については、サケの遡上が例年の1割と言われておりますが、採捕するための特別採捕申請で従事者についても県は許可を出しているはずです。この場合に、どういった基準で、採捕者を従事者名簿に載せているのかについてお聞きしたいと思います。というのも、5年前、刺し網での作業中に死亡事故が発生しており、この場合には、1人ではなく2人1組で行うというルールを設けて許可しているはずですが、これが全く守られていなかつたと聞いています。今年度の鮭鱒生産組合からの申請書に記載の従事者は、おそらく、近辺の方々だとは思います。これに関連して、採捕者による漁獲量、採捕場所、採捕した雌雄の数、採捕してからの運搬方法等について教えて頂けませんか。

○事務局（藤田）

サケの特別採捕に刺し網を用いているのは雄物川水系のみで、その他の地区では、ウライで遡上してきたものを採捕する方法が主流となっております。提出された申請書では、実際に従事される方が採捕者として記載されていますけれども、先程、菊地勇会長代理がおっしゃられた刺し網等の操業のルールに関しては、県では把握しておりませんが、おそらく、ふ化場の実績となるのだと思います。

○齋藤議長

河川におけるサケの採捕は増殖のために供するということだけで、これ以外の理由で採捕はできなくなつております。これは特別採捕という形で行われています。許可は個人に対してではなく、ふ化場で増殖事業を行う団体に対して出すものとなっており、個人はあくまでも従事者として記載されるだけになつているのだと思います。そのため、漁業とは違い、漁法の細かいルールについては条件を定めていません。あくまで、卵を採って稚魚を育てるための親魚を確保することが目的になります。また、できるだけサケを傷つけないウライを用いた手法が主にな

りますが、ウライの使用が難しい漁場については刺し網でも許可を出しているということになるのだと思います。

○菊地勇会長代理

今、齋藤議長がおっしゃられたとおり、サケに関しては厳格な運用となっています。しかし、以前にも話したとおり採捕魚の雌雄差など、行政は、もう少し踏み込んだ調査と指導をするべきだと思います。

○事務局（藤田）

はい、分かりました。

○齋藤議長

他に質問、意見のある方はいますか。

私からもお聞きしたいことがあるのですが、先日、新聞に大館市漁協と比内町漁協の合併についての記事が出ていましたが、次回以降の内水面漁場管理委員会で手続き等について取り上げる予定はありますか。

○事務局（佐藤）

現在、合併を予定している漁協が、報道されたものの他に、役内・雄物川漁協と県南漁協の合併の2件があります。どちらも、令和8年1月1日の合併を目指して手続き等を進めておりますが、付随して、遊漁規則と行使規則の変更も必要になってきます。こちらの詳細については、年明けの委員会に諮問することで準備を進めています。

○齋藤議長

では、令和8年1月に委員会を開催する予定ということでしょうか。

○事務局（佐藤）

日程について確定はしていませんが、令和8年1月～3月までの間で実施することでは考えております。

○齋藤議長

分かりました。

それでは、本日の協議等について終了したいと思いますけれども、皆様、よろしいでしょうか。

○委員

はい。

8 閉会

○齋藤議長

それでは、これで第22期第3回の秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。お疲れさまでした。